

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	医療政策課	整理番号	6
許認可等の種類	診療所の病床設置の許可、変更許可			
根拠法令条例等・条項	医療法第7条第3項、医療法施行規則第1条の14第6項			
許認可等の概要	診療所の病床設置の許可、変更許可			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】 医療法第7条第3項 診療所に病床を設けようとするとき、又は診療所の病床数、病床の種別その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするときは、厚生労働省令で定める場合を除き、当該診療所の所在地の都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>医療法施行規則第1条の14第5項、第6項</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	30日			
期間の制定根拠	—			